



平成 31 年 3 月 25 日  
大臣官房官庁営繕部  
整備課

## 官庁営繕事業の生産性向上に向けて

### ～営繕工事における情報共有システム<sup>※1</sup>機能要件を新たに作成～

国土交通省は、新たに情報共有システムに必要な機能要件を明確化し、全国の営繕工事で本格活用します。

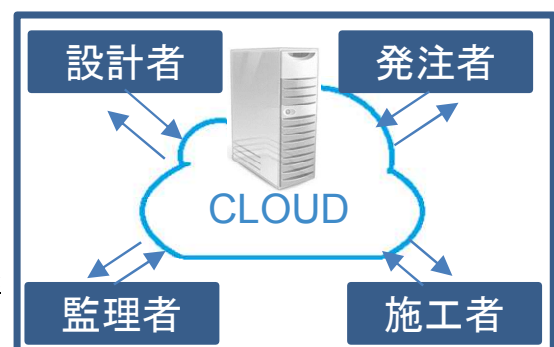
国土交通省においては、建設現場における生産性向上を図る i-Construction を建築分野にも拡大する取組を進めています。

今般、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」を作成し、平成 31 年 3 月 22 日に各地方整備局等営繕部あて通知しました。

情報共有システムについては、現在、一部の地方整備局において活用を図っているところです。平成 31 年度からは全国の営繕工事で本格活用を行うこととし、本機能要件を満たす情報共有システムの使用を契約事項とすることで、関係者間の遅滞ない合意形成等に寄与することを期待します。

#### 【工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編】のポイント

- 関係者間調整の円滑化のため、発注者、設計者、工事監理者、工事受注者等の多様な関係者を想定した発議、承認等機能を整備
- 電子検査の効率化、ペーパーレス化のため、営繕工事電子納品要領等に対応した電子成果品の出力機能を整備



情報共有システムのイメージ

※1 情報共有システム…公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム。

－お問い合わせ先－

国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課施設評価室 山田 榮西

代表：03-5253-8111（内線 23512, 23514）ダイヤルイン：03-5253-8238 FAX：03-5253-1544